プロセスシート版数:第	版	作成日:	年	月 日			
<u> </u>							
験課題名:							
任医師確認署名:		<u>責任医師確</u>	認日:20 年	月 日			
決められた時期に見直し、 <mark>改訂あり</mark> の場合 評価時期		評価日/研	超日	CRC 署名	評価日	/確認日	CRC 署名
]IRB~SUM 又は FPI まで		年 月		7.7.7	年	月 日	
		年 月	B		年	月 日	
IFPI 以降		年 月	B		年	月 日	
		年 月	Ħ		年	月 日	
]逸脱発生時		年 月	Ħ		年	月 日	
		年 月	B		年	月 日	
]プロトコル改訂時 <u>版→ 版</u>		年 月	B		年	月 日	
		年 月	B		年	月 日	
]年1回の評価時(改訂あり)		年 月	B		年	月 日	
		年 月	В		年	月 日	
見直しの結果、 <mark>改訂なし</mark> の場合以下に確認日を記載す	న						
評価時期		評価日/確	認日	CRC 署名	評価日/確認日		CRC 署名

評価時期	評価日/確認日	CRC 署名	評価日/確認日	CRC 署名
ロプロトコル改訂時 <u>版→ 版</u>	年 月 日		年 月 日	
	年 月 日		年 月 日	
□FPI 以降	年 月 日		年 月 日	
	年 月 日		年 月 日	
口年1回の評価時	年 月 日		年 月 日	
	年 月 日		年 月 日	
□終了時	年 月 日		年 月 日	
	年 月 日		年 月 日	

新潟大学医歯学総合病院 2020年11月作成

2021年10月更新 2022年4月1日改訂 2022年6月更新 2023年4月更新

〈注釈〉 PI:治験責任医師 SI:治験分担医師 CRC:臨床研究コーディネーター SAE:重篤な有害事象 IRB:治験審査委員会

項目	業務標準手順	詳細		標準に		通常の手順と異なる課題特有のリスク管理
【根拠条文】				準ずる		
治験説明/同意取	マ得(初回同意)					
治験説明から同意	1. 同意説明(説明	・当該治験に関する説	明は、IRB 承認済みの治験分担医師・治験協力者リスト(書			※当院では「治験に係る補償制度の概要について」は渡し忘れがないよう、ICF本体と一体型
取得	文書及び同意文	式 2) に記載されている者が行う				を推奨しています。
【第 41/50~54	書)/同意補助説明	·IRB 承認済みの最新の同意説明文書を用いる				
条】	(CRC)	・PI/SI/CRC は、被験	者候補者に対し、あらかじめ治験に関する事項に理解を	-		
		得られるよう、文書により適切な説明を行う				
		a. 同意能力を欠く者	・被験者が説明文書を理解できないと判断した場合			
		を対象とする場合	は、被験者の代諾者をおく			
			・適切な代諾者であるか確認する			
			・被験者同様に代諾者に対し治験の説明を行う			
			・被験者本人へも理解力に応じて説明を行う			
		b. 未成年者を対象と	・被験者の年齢に応じたアセント文書を作成する			
		する場合	・アセント文書を用いて被験者にも説明を行う			
			・被験者の代諾者をおく			
			・適切な代諾者であるか確認する			
		c. 同意能力はあるが	・立会人をおく			
		説明文書を読むこ	・立会人は当該治験に関与していない者であることを			
		とができない者を	確認する			
		対象とする場合	・被験者に治験同意に関する説明を行う			
		d. 緊急状況下におけ	·緊急状況下における救命的治験(GCP 第 55 条)の 5 項			
		る救命的治験(被	目を全て満たしていることを確認する			
		験者・代諾者の文	・上記を実施した場合は、治験実施の経過と結果につ			
		書同意がなく治験	いて治験審査委員会に報告する			
		に参加)の場合	・可能となったら速やかに、被験者(代諾者)に対して			
			当該治験について詳細を説明する			
	2. 治験参加の検討	・被験者(代諾者)に検討・質疑の時間を十分に与える				
		・被験者(代諾者)が説明内容を理解しているか確認する				
	3-(1). 同意文書へ		自由意思を確認し、同意書に署名と同意日を記入しても			
	の署名(被験者)	らう		-		
			RC は、被験者が十分に理解、納得した上で、日付/署名を			
		していることを確認	T	-		
			・代諾者より同意書の代諾者欄へ日付/署名を記入し			
		を対象とする場合		-		
			・可能であれば被験者本人からも同意書の被験者欄へ			
			日付/署名を記入してもらう	_		
			・代諾者が同意した場合、同意取得に関する記録と共 に代諾者と被験者との関係を示した記録を残す			
			に10桁付に10帙付に00円間で示した記録を残り		1	

		b. 未成年者を対象と	・被験者が書字可能であればアセント文書または同意書へ	_
		する場合	日付/署名を記入してもらう	
		7 5 2 1	・代諾者より同意書の代諾者欄へ日付/署名を記入し	
			てもらう	
			・代諾者が同意した場合、同意取得に関する記録と共	$\frac{1}{1}$
			に代諾者と被験者との関係を示した記録を残す	
		c. 同意能力はあるが	・被験者より同意書へ日付/署名を記入してもらう	-
		説明文書を読むこ	·	$\frac{1}{2}$
		とができない者を	- 放験行がり向息以付が過りに天心で化だ後、立玄人	
		対象とする場合	に向意入書では19/名句を記入しても59	
		d. 緊急状況下におけ	・被験者(代諾者)に治験への継続参加の可否を確認	
		る救命的治験の場	し、継続する場合は同意書の代諾者欄へ日付/署名を	
		合	記入してもらう	
			・被験者からの文書同意は可能となり次第、速やかに	1
			取得する	
		e. 判読可能な書字が	・被験者が疾患の進行等により、判読不能な書字が困	
		困難な者を対象と	難な場合、適切な立会人をおく	
		する場合	・判読不能な文字であっても、被験者本人にも同意書	
			に署名してもらう	
			・立会人に、立会人を設定した理由/日付/署名/被験者	
			との続柄を同意書に記載してもらう	
	3-(2). 同意文書へ	・説明者(SI/PI)は、同	意書の説明日/文書同意確認日/説明文書/同意文書の写	
	の署名 (PI/SI)	しを渡した日に日付/	説明医師欄に署名を記入する	
	3-(3). 同意文書へ		、、同意書の補足説明日および治験協力者欄に署名を記入	
	の署名(CRC)	する		
	4. 同意文書(写)の		意書に、誤記/未記載がないことを確認し、説明文書/同	
	交付(PI/SI/CRC)		要/治験参加カードを被験者(代諾者等)に渡す	_
	5. 同意文書(写)の		説明文書および同意書(写)、その他文書を持ち帰り自宅 ・-	
	受領(被験者)	で保管頂くよう説明す		
	6. 同意文書及びそ		取得した旨を電子が行に記載する	-
	の他の説明文書の		様子を臨床試験記録に残す 	-
4 / TA AN A	保存	・症例毎に同意文書を	適切に保管する 	
	在認(再同意取得)	HEA + . +	5 + 1 - 7 + 10 - 1 - 2 + 10 - 10 - 10 - 10 - 10 - 10 - 10 - 10	_
	1. すみやかな情報		『を与える情報の入手後、同意説明文書の変更の有無を 、	
供(口頭説明)から	提供(口頭説明) 	PI が判断する(IRB 前		-
再同意取得 【第 41/54 条】			&、PI/SI は口頭にてすみやかに情報提供を行う(依頼時 ₹妊\	
【第 41/ 34 宋】	2. 意思確認	CRC より補助説明を実	<sup>EM)</sup> 治験参加継続の意思を確認し、その結果を記録する	-
	2. 息心性能 □WS あり	- 11/01 は、放映日へ沿	18大学が14年が17、85心では1600で、ていた一体で記録する	
	□WS なし			
	口でなり			

	3. 再同意の説明/	・改訂された同意説明文書が IRB にて承認後、最新の同意説明文書にて説明を		
	再同意の取得	行い再同意を取得する(依頼時 CRC より補助説明を実施)		
		・症例毎に同意文書を適切に保管する		
同意撤回				
被験者(または代	1. 同意撤回の申し	・被験者(または代諾者)が CRC へ治験参加の取り止めを申し出た場合は、		
諾者)からの治験	出	PI/SI へ報告する		
中断の申し出	2. 同意撤回につい	・被験者の権利を十分に尊重し、可能な限りその理由と同意撤回の範囲につい		
【第 41/45 条】	ての記録の作成	て被験者に意向を確認する(治験薬投与のみ中止、画像追跡中止、生存調査中		
		止など)		
	口同意撤回書あり	・同意撤回書に被験者および医師の署名/同意撤回日を記入(被験者が未成年		
	口同意撤回書なし	または同意能力を欠く場合は適切な代諾者を選定し、可能であれば被験者本		
		人からも同意撤回書に署名をしてもらう)		
		・同意撤回書(写)を被験者へ交付する		
		·IRB 審議済の同意撤回書が必須でない試験は、電子カルテに被験者(または代諾		
		者)からの同意撤回の意向を記録する		
	3. 治験依頼者へ報告	・同意撤回の理由と範囲について報告する		
	4. 中止時検査(中	・プロトコルの手順に従い対応(内服薬の場合残薬回収等)		
	止登録)/追跡調査	・被験者より同意を得られたら、その後中止時検査/追跡調査を行う		
被験者の適格性研	確認、登録/割付			
被験者の適格性確	1. PI らより選定	·PI/SI より治験候補患者の紹介を受けた後、チェックリスト等を用い選択基準及び		
認	された被験者候補	除外基準に合致しているか確認		
【第 44 条】	の適格性確認支援	・プロトコルでは判断が難しい選択基準および除外基準等については、治験依頼者		
		に確認する(メール等にて記録を残す)		
		·PI/SI は被験者の健康状態、同意能力、他の治験への参加の有無等を考慮の		
		うえ治験候補患者を選定した事を確認する		
	2. IC 予定日確認	·PI/SI と治験候補患者の来院予定日等を踏まえ、予定日を決定する		
		・プロトコルに沿って治験スケジュールを提案する		
		*治験説明・同意取得の項目に準ずる		
	取得)	16 EA-LU LO 20 AM E-AM T		
	4. スクリーニング名簿の 作成	・治験スクリーニング名簿に記載する		
	5. スクリーニング検査	・プロトコルに沿って検査を実施し、検査項目に漏れがないか確認する(院内血液/		
		尿検査については事前に検査セットを作成する)		
		・検査結果及び検査項目に漏れがないか確認する		
	6. 適格性の判断	·PI/SI は Scr 検査結果から選択基準に適合し、除外基準に該当せず、被験者と		
	/WS 等記録の作成	して適切であるかを確認し記録する		
	支援/記録の保管	・PI/SI が作成した WS に日付/署名の記載があるか確認し、電子カルテ内にスキャン及		
		び原本は治験カルテに保管する		
被験者登録·割付	1. 被験者登録	・プロトコルや手順書に従って入力し、PI/SI/CRC によるダプルチェックで入力内容を		
	□Fax □IWRS	確認する		

	□IVRS				
	り割は仕田ふねを	割件発用ナンスをよって	- P	_	
<b>公</b> 经营	2. 割付結果の保管	・割付結果を治験加行	-		
治験薬	1 24 54 35 15		ヘレマ 000 (上京会) - Thi=T   D1/01 - Julier + M A		
治験薬	1. 治験薬投与可の		ついて CRC は事前に確認し、PI/SI に判断を仰ぐ		
【第 39 条】	確認		/減量/増量基準に該当しないか確認する	<del>  _</del>	_
	2. 治験薬割付情報	│・割付結果を打ち出し │	治験カルテに保管および治験管理薬剤師と共有する		
	の入力/保管				<u> </u> -
	3. 処方内容の確認	・PI/SI が処方した治 <b>場</b> 	検薬について処方内容を確認する		
	(CRC)				<u> </u> -
	4. 被験者への説明	内服薬(静脈注射以	・治験薬の服用・使用方法について被験者へ説明する		
	/治験薬投与	外)		_	
		注射薬	・投与規定について投与者に説明し、投与終了を確	認	
			し記録する		
	5. 未使用治験薬/	・治験薬管理手順書に	沿って治験薬を回収し、治験薬の飲み忘れの有無を確		
	残薬の回収	する			
臨床検査					
臨床検査	1. 検査オーダーの確	·院内血液/尿検査項目	目について、プロトコルに沿った検査セットを事前に作成する		
【第 36 条】	認	·PI/SI がオーダーした検査項目に漏れがないかを確認する			
	2. 検査準備	院内検査	·PI/SI が検査オーダー入力後、規定検査項目に漏れが	な	
			いか再度確認する		
			・来院前日(来院前)にスピッツと検査ラベルに間違いが	な	
			   いか確認の上、準備を行う		
		外注検査	・PRT の外注検査項目を確認し、被験者 ID/実施	目	
			/Visit 名/依頼書の記載/回収依頼等の準備を行う		
			・検査技師が検体処理手順および分注管の準備を行	5	
					1
		・ノ いかに記載の手順に沿って採皿/採尿を実施し、模体処理手順を模体処理担当者に渡し処理を行う			
	 4. 検体発送/一時				-
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	・検体処理後、規定の温度にて検体を一時保管し、検体発送を行う			
	<sup>                                    </sup>	院内検査	・検査結果を打ち出し異常値に対する医師見解およ	<b>ʊ</b> □	-
	と確認	NOT TIKE	確認日と確認医師署名を記載する		
	C HEDIC	外注検査	・手順に沿って、検査結果報告書を受領した後、PI/	81	
		ソトノ工快宜	・手順に沿って、検査結果報告書を受領した後、PI/ に報告する	,	
	6 牡甲の伊佐	.DI/CI 487金元 ロ /7金元		_	
<b>医次似 / 产加热</b>	6. 結果の保管	'FI/01 か傩認日/傩認	2署名を記載後、検査結果を治験カルテ等に保管する		
原資料/症例報告					
原資料/症例報告	1. 原資料の特定		:原データの所在等についてモニターと協議した上で原資料	特 🗆	
書作成		定リストを作成し、PI ファイ			_
【第 41/47 条】	2. EDC トレーニンク*		されたトレーニングを実施し、トレーニング終了時にトレーニング記	録 🗆	
		を作成、PI ファイルに保管	<b>管する</b>		

	3. 原資料の作成	·ALCOA に従った記録を作成する		
		・原資料作成後、電子カルテ内にスキャンし原本は治験カルテに保管する		
	4. EDC (eCRF) 入力	·CRF 作成後、3 日以内に EDC 入力および入力後のダプルチェックを行う		
	5. クエリ対応/修正	·クエリの有無について担当者で確認し、可能な限り速やかに回答する		
治験終了				
治験終了	1. 終了報告書の作	·PI が作成する終了報告書の作成支援を行い、作成後、担当モニターへ確認した		
【第 24~26 条】		後、IRB へ提出する		
	援(CRC)			
	2. 必須文書(治験)	・PI ファイル(安全性情報)の保管場所について、PI に確認する		
	ルテ/PI ファイル)の保管 	・治験カルテは臨床研究推進センター内に一時保管し、治験終了後は指定期間まで保		
		管する		
SAE				
個々の症例に重篤	1. 事象発生確認	・治験実施計画書の手順に従い対応(CRC が知り得た際には、PI/SI に報告す		
な有害事象が発生		ঠ)		
した場合		・盲検試験において被験者の安全性確保の観点から治験薬の割付けコードを閉		
【第 32/48 条】		対する場合、治験依頼者へ報告し治験実施計画書に定める手順に従って開封		
		し、割付けコードを開封する理由を記載した文書を作成する		
	0 CAE +17 + + 4-+	・他院で発生の場合、被験者の了承を得て重篤な有害事象の内容を連絡する		
	2. SAE 報告書作成	・統一書式の作成(PI が作成する書式の作成支援を行う)		
	□依頼者様式あり	・依頼者様式の作成の有無を確認		
	□依頼者様式なし 3. 統一書式 12 作	・PI が提出する書類の作成支援を行う		
	3. 統一書式   12 TF   成支援	11.70元四寸の音次の11次又次で11.7		
	4. IRB/治験依頼者	・作成した報告書を直ちに実施医療機関の長(IRB)と治験依頼者へ提出、コピー		
	へ提出	を PI ファイルへ保管する	]	
	5. IRB 審議結果の	・IRB 審議結果を確認する		
	確認		_	
逸脱				
	1. 緊急の危険を回	・医療上やむを得ない理由により被験者の安全性を確保する上で妥当な行為		リスク評価(クラスⅠ・Ⅱ・Ⅲ)
の被験者の安全性		であるかどうか PI/SI の判断を確認する		ļ
確保の場合	2. 依頼者へ報告	・発生または発生の可能性について PI/SI より連絡があった際に、治験依頼者		Н
【第 46 条】		へ速やかに報告する		753.II
	3. 逸脱記録作成	・逸脱内容/経緯/原因/対策/再発防止策等を具体的かつ簡潔に記載する		33 (SEE
	4. 統一書式 8 の作			度 II クラス I
	成支援	·PI が作成する報告書の作成支援を行う		97, 11
	5. IRB/治験依頼者	·作成した報告書を直ちに実施医療機関の長(IRB)と治験依頼者へ速やかに報		クラスⅢ
	へ提出	告する		・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
	6. IRB 審議結果の	. IDD 幸業針用 た政初 ナス		
	確認	·IRB 審議結果を確認する		
治験実施計画書か	1. 逸脱確認	・治験担当医師へ報告、担当者間で逸脱内容の共有および対策の検討		

ら逸脱した場合	2. 逸脱記録作成	・逸脱内容、経緯、原因、再発防止策等を記載する		
【第 46 条】	3. 治験依頼者(PI)	'在 DLL 1 2 0 4 上   上 BM   -   上 古		
	へ報告	・逸脱が発生した際には速やかに治験依頼者へ報告する		
個人情報保護				
治験で収取したデ	1. 治験データの外	・特定の個人を識別する事ができる情報(氏名・生年月日・患者 ID 等)につ		
一タの個人情報の	部提供	いて、個人情報に該当する取扱い手順を依頼者と確認する		
妥当性	□あり □なし			
	2. 個人情報に該	・データを外部へ提供する際、試験毎に定められた内容をマスキングし、マ		
	当する事例	スキング内容をダブルチェックした後に提供/アップロードを行う		